

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、事業活動を通じて「地域の発展に貢献する」ことを基本理念としており、そのためには、お客さま、お取引先さま、株主さま、従業員等すべてのステークホルダーから信頼の得られる、法令遵守の上に成り立つ経営が第一と考えております。

厳しい経営環境の変化に対応できる経営の効率性、健全な企業経営の継続を実現するため、コンプライアンス体制及び企業経営の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	8,288,620	77.25
株式会社青森銀行	150,000	1.40
株式会社みちのく銀行	133,100	1.24
三井住友海上火災保険株式会社	79,800	0.74
株式会社北日本銀行	74,240	0.69
サンデー従業員持株会	70,651	0.66
みずほ信託銀行株式会社	66,500	0.62
株式会社岩手銀行	53,240	0.50
株式会社七十七銀行	53,200	0.50
株式会社秋田銀行	53,200	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明

所有株式数の割合は自己株式(40,123株)を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であるイオン株式会社及び同社グループ各社との取引に関しては、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
富来 真一郎	弁護士											
源新 明	弁護士											
白石 英明	他の会社の出身者			○								

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富来 真一郎	○	○	弁護士法人淀屋橋・山上合同勤務	弁護士として培われた企業法務に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識を有しておられることから、監査等委員として当社の監査に有用な意見をいただけるものと判断しております。
源新 明	○	○	弁護士法人たいよう総合法律経済事務所勤務	長年の弁護士としての経験に培われた法律知識を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断しております。
白石 英明	○		オリジン東秀株式会社常勤監査役	経営管理の知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、当社の監査に有用な意見をいただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指定しておりませんが、監査等委員会が補助すべき使用人等を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置することを定めております。
また、補助業務をする者については、取締役からの独立性及び当該使用人等に対する指示の実効性の確保のため、下記事項を定めております。
(イ)当該使用人等の人事異動、人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
(ロ)当該使用人等は、監査等委員会から指示を受けた業務を執行する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査を行う専任部署として、社長直轄の経営監査室を設けております。経営監査室は業務の適法性及び効率性の観点等から業務監査を実施し、適宜、代表取締役社長もしくは経営会議に報告を行っております。監査等委員は、取締役の職務執行監査を行い、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するほか、経営監査室が行う業務監査に同行し、業務監査の指導・助言も行っております。
会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。監査等委員との相互連携につきましては、四半期及び期末決算監査終了後に報告会を開催し、会計監査人より監査等委員に対し、監査の方法並びに結果等について詳細な報告が行われております。
また、代表取締役社長及び取締役(監査等委員を除く。)と監査等委員、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通を図るため意見交換会を開催することを定めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないため、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

会社法の規定に基づき、当社の取締役(監査等委員を除く。)に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び発行事項を取締役会に委任することを、2012年5月16日開催の第38期定時株主総会において決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役会におきまして、取締役(監査等委員を除く。)の付与対象者を決議し、承認された取締役へ付与しております。
なお、監査等委員に対する報酬等につきましては、独立性を確保するため、固定型の月額報酬のみとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役を支払った報酬 95,032千円
うち、社外取締役に支払った報酬 8,400千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年5月21日の第41期定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いたしました。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、同じく2015年5月21日の第41期定時株主総会において年額2千2百万円以内と決議いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達及び取締役会等の資料配布等の業務は、経営企画室が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行及び監査・監督機能を有する機関として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催しております。また、経営の重要事項につき審議を行い、取締役会の決議を要しない重要事項を決定する機関として、経営会議を設置しております。経営会議は原則月2回開催するほか、必要に応じ随時開催しております。経営会議には常勤取締役及び部長が参加いたします。

監査等委員会においては、公正・客観的な監査を行うことを目的に原則月1回開催しております。また、取締役会に出席し、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実に努めております。

当社の会計監査は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツにより行われております。監査等委員と会計監査人との相互連携につきましては、四半期及び期末決算監査終了後に報告会を開催し、会計監査人より監査等委員に対し、監査の方法並びに結果等について詳細な報告が行われております。

取締役の指名については、取締役(監査等委員を除く。)、監査等委員とも取締役会の決議により決定しております。報酬については、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内において、取締役(監査等委員を除く。)については、地位・相当に応じ、また会社の業績等を勘案し、取締役会の決議により決定し、監査等委員については、職務分担等を勘案し、監査等委員の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査等委員会設置会社」であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。取締役会においては、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた業務執行状況を監督しております。その一方、その透明性と客観性を担保するために社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することで、適法性監査だけでなく妥当性監査を行い、議決権を持つ監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)により、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

内部統制に関しては、業務の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し、リスクマネジメント、財務情報適正開示、コンプライアンス等の内部統制活動を円滑に推進しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年5月20日に開催した第46期定時株主総会においては、招集通知発送の法定期日は5月5日でありましたが、4月28日に発送いたしました。 また、招集通知のインターネットによる開示は、4月28日に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.sunday.co.jp/ 【掲載資料】決算短信・報告書・(有価証券報告書…EDINET)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	災害復旧支援や国際協力支援に関する各種募金活動を店頭で実施しております。 また、地域の清掃活動や、自治体と災害支援協定や高齢者等の見守りに関する協定締結を通して、地域と連携して生活インフラの機能を果たせる体制づくりに取り組んでおります。 加えて、行政と協力してDIY教室や園芸教室を各地で開催しております。当社従業員が講師を務め、地域のお客さまが、住まいの簡単な修繕やガーデニングを楽しんでいただけるお手伝いを継続して実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、イオングループとして共有する「イオン行動規範」及び「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係わる施策・整備を行い、人事部及び総務部を中心として企業倫理、法令遵守のための研修、指導を行う。
- (2) コンプライアンスに反する違法行為等を早期に発見し是正するため、「イオン行動規範110番」(内部通報制度)を活用する。
- (3) 内部監査機能として、経営監査室がコンプライアンスや業務の適正化に必要な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。
- (4) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体との関わりを持たず、これらの圧力に対しては、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会及び経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書(磁氣的記録含む)等を社内規程に基づいて、適切に記録・保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 災害、環境、コンプライアンス等の経営に重大な影響を及ぼすリスクに関する規定を策定し、使用人全員への徹底を図り事前予防体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社経営に係る重要事項について社内規程に従い、経営会議又は経営会議の審議を経て取締役会において決定する。
- (2) 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、効率的な業務、手続きが行われるようにする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」を実践し、お客さまと地域社会とのより良い関係を築き、企業として社会的責任を果たすよう努める。
- (2) 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告され、事実の早期発見、対策、再発防止に努める。

6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務の効率化に資する対処事例の水平展開を進める。
- (2) グループ会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守し行う。
- (3) 子会社に当社から役員を配置し、子会社を管理する体制とする。また、子会社の担当役員は業務及び取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (4) 当社の役職員等が取締役に就くことにより、当社が会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (5) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とする。また、内部監査部門は子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- (6) 子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部門責任者に報告する体制とする。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会が補助すべき使用人等を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、人事異動、人事考課等に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 前号の使用人等は、当社の監査等委員会から指示を受けた業務を執行する。

9. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査等委員に報告をするための体制

- (1) 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、当社の取締役会等の重要な会議において、随時担当する業務の執行状況又は監査の実施状況の報告をする。
- (2) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に重大な損失を与える事項が発生し又はその恐れがあるときは、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、報告をしたことを理由に報告者が不利益な取扱いを受けない対応をする。

11. 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

12. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通を図るため意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力、組織又は団体との関わりを持たず、これらの圧力に対しては、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

